

最近の国際金融情勢について

令和4年10月5日

財務省国際局

1. 総論

2. ロシア・ウクライナ情勢

OECD中間経済見通しの概要①（2022年9月）

【世界経済見通し】 ※括弧内の数字は、本年6月時点の見通しとの比較。

- **世界経済の成長率は、2022年3.0%（±0.0%pt）、2023年2.2%（▲0.6%pt）**。ロシアによるウクライナ侵攻、侵攻に伴うエネルギー・食料価格の高騰、インフレに対する金融引締め継続等により世界経済は減速。
- **各国の見通し**：米国は、**2022年1.5%、2023年0.5%**（▲1.0%pt、▲0.7%pt）に下方改定。**ユーロ圏**は、**2022年3.1%、2023年0.3%**（+0.5%pt、▲1.3%pt）。**中国**は、ロックダウンの影響や不動産市場の脆弱さにより**2022年3.2%、2023年4.7%**（▲1.2%pt、▲0.2%pt）に下方改定。**日本**は、欧米と比較して強い成長のモメンタムを維持しているが、外需の弱さもあり、**2022年1.6%、2023年1.4%**（▲0.1%pt、▲0.4%pt）に下方改定。

（注）成長率・インフレ率は、①新型コロナウイルスの更なる感染拡大はない、②ウクライナ侵略の過激化・拡大は発生しない、③欧州でのエネルギー市場の圧力が徐々に解消される、等を想定。

- 主なリスクは、①**ロシアの欧州へのエネルギー供給削減**による影響、②**食料価格の上昇**、③**中国の高水準の企業債務と不動産市場の減速**。

＜成長率の見通し＞（括弧内の数字は、本年6月時点の見通しとの比較）

	2021年	2022年	2023年		2021年	2022年	2023年	
世界	5.8	3.0（±0.0）	2.2（▲0.6）	ユーロ圏	5.2	3.1（+0.5）	0.3（▲1.3）	
日本	1.7	1.6（▲0.1）	1.4（▲0.4）		ドイツ	2.6	1.2（▲0.7）	▲0.7（▲2.4）
米国	5.7	1.5（▲1.0）	0.5（▲0.7）		フランス	6.8	2.6（+0.2）	0.6（▲0.8）
英国	7.4	3.4（▲0.2）	0.0（±0.0）		イタリア	6.6	3.4（+0.9）	0.4（▲0.8）
中国	8.1	3.2（▲1.2）	4.7（▲0.2）		スペイン	5.5	4.4（+0.3）	1.5（▲0.7）

OECD中間経済見通しの概要②（2022年9月）

【インフレ】

○ **インフレ率は、世界的に上方改定。**金融引締めや供給制約の緩和により、2023年のインフレ圧力は低下が見込まれるものの、エネルギー価格の高騰と労働コストの上昇がインフレ率低下のペースを抑制。

G20諸国全体のインフレ率は、**2022年8.2%、2023年6.6%、G20先進国**のインフレ率は、**2022年6.2%、2023年4.0%**に達する見込み。

<インフレ率の見通し>（括弧内の数字は、本年6月時点の見通しとの比較）

	2021年	2022年	2023年		2021年	2022年	2023年
G20	3.8	8.2 (+0.6)	6.6 (+0.3)	ユーロ圏	2.6	8.1 (+1.1)	6.2 (+1.6)
日本	-0.2	2.2 (+0.3)	2.0 (+0.1)	ドイツ	3.2	8.4 (+1.2)	7.5 (+2.8)
米国	3.9	6.2 (+0.3)	3.4 (▲0.1)	フランス	2.1	5.9 (+0.7)	5.8 (+1.3)
英国	2.6	8.8 (±0.0)	5.9 (▲1.5)	イタリア	1.9	7.8 (+1.5)	4.7 (+0.9)
中国	0.8	2.2 (+0.2)	3.1 (+0.1)	スペイン	3.0	9.1 (+1.0)	5.0 (+0.2)

【政策対応】

- **金融政策**：高インフレ下にある主要国では、インフレ抑制のために、**更なる金融引締め**が必要。
- **財政政策**：食料・エネルギー価格上昇に伴う家計・企業への影響を緩和する財政政策は、**迅速かつ一時的で、最脆弱層にターゲットを絞った支援**とし、**高インフレ下で継続的な刺激策が実施されることを避ける**べき。また、財政の持続性にも配慮。
- **気候変動**：緊密な国際連携の下、**エネルギー安全保障と気候変動対策**を連携させ、ともに促進する必要。

IMF、OECD、世界銀行による世界経済見通しの推移

(対前年比GDP成長率、単位：%)

		2021	2022		2023	
				前回との差		前回との差
日本	IMF	1.7	1.7	▲0.7	1.7	▲0.6
	世界銀行	1.7	1.7	▲1.2	1.3	+0.1
	OECD	1.7	1.6	▲0.1	1.4	▲0.4
世界	IMF	6.1	3.2	▲0.4	2.9	▲0.7
	世界銀行	5.7	2.9	▲1.2	3.0	▲0.2
	OECD	5.8	3.0	±0.0	2.2	▲0.6
米国	IMF	5.7	2.3	▲1.4	1.0	▲1.3
	世界銀行	5.7	2.5	▲1.2	2.4	▲0.2
	OECD	5.7	1.5	▲1.0	0.5	▲0.7
EU圏	IMF	5.4	2.6	▲0.2	1.2	▲1.1
	世界銀行	5.4	2.5	▲1.7	1.9	▲0.2
	OECD	5.2	3.1	+0.5	0.3	▲1.3
英国	IMF	7.4	3.2	▲0.5	0.5	▲0.7
	世界銀行	-	-	-	-	-
	OECD	7.4	3.4	▲0.2	0.0	±0.0
中国	IMF	8.1	3.3	▲1.1	4.6	▲0.5
	世界銀行	8.1	4.3	▲0.8	5.2	▲0.1
	OECD	8.1	3.2	▲1.2	4.7	▲0.2

IMF：“World Economic Outlook”（最新版：2022年7月、前回：2022年4月公表）

世界銀行：“Global Economic Prospects”（最新版：2022年6月、前回：2022年1月公表）

OECD：“Economic Outlook”（最新版：2022年9月、前回：2022年6月公表）

第一部：世界経済情勢等について、会議における各国の意見を尼議長が要約

- **多くのメンバーが、ロシアのウクライナに対する戦争を強く非難し、戦争の結果として世界経済の回復は大きな後戻りに直面していることに合意。** 1メンバーが、制裁は既存の課題を助長していると主張。
- **食料・エネルギー不安が増し、特に脆弱層に偏って影響を与えていることに大半のメンバーが合意。**

第二部：財務トラックでの取組みで広く支持を得たもの（※いくつかの論点では意見に幅）

【金融政策】景気回復の確保と波及効果の抑制に配慮しつつ、インフレ予想の安定維持を確保するよう、**データを踏まえて明確なコミュニケーションを行いながら、金融政策を適切に調整。**

【為替】為替相場についてのコミットメントを再確認。

【国際保健】新たな金融仲介基金として世銀に設置される**FIFを歓迎。**本年9月の立ち上げを目指し、**ガバナンスや運営体制を議論。**財務・保健当局の連携体制の強化策を検討。

(注)日本は、FIFへ1000万ドルの初期貢献を表明。適切なガバナンス確保されれば更に貢献予定。

【債務】ザンビアへの資金保証など、低所得国の債務救済にかかる**「共通枠組」の進展を期待。**脆弱な中所得国の債務状況悪化を受け、**中所得国からの債務措置の要請に迅速に対応**するべく協調。**債務の透明性確保**に向けて全ての関係者が協働。

【インフラ投資】質の高いインフラ投資(QII)原則の使用・普及に資する**指標集・ガイダンスノート**を支持。

【金融セクター】最近の市場の混乱を受けて、**暗号資産のリスクに対応する強固な規制・監督の確保に向けたFSBの作業を歓迎。**コーポレート・ガバナンス原則の見直しの進捗を歓迎。

【国際課税】OECDより、2本の柱の合意のうち第1の柱の実施目標の2024年への後ろ倒しを報告。G20として2本の柱の合意の迅速な実施へのコミットメントを再確認。

国際会議の日程（2022-23年）

	G7（独議長）	G20（尼議長）	その他の国際会議
2月	〔 首脳会議（2/25） 〕	財相・中銀総裁会議（ジャカルタ、2/17-18）	
3月	財相・中銀総裁会議（3/1）		IDB年次総会（3/28-4/1）
4月	〔 首脳会議（ブリュッセル、3/24） 〕		FATF大臣級会合（DC、4/21）
	財相・中銀総裁会議（DC、4/20）	財相・中銀総裁会議（DC、4/20）	世銀・IMF合同開発委（DC、4/22）
5月	財相・中銀総裁会議（ボン、5/18-20）		EBRD年次総会（マラケシュ、5/10-12）
			ASEAN+3、日中韓朝林相・中銀総裁会議（5/12）
			AfDB年次総会（アクラ、5/23-27）
6月	〔 首脳会議（エルマウ、6/26-28） 〕		
7月		財相・中銀総裁会議（バリ、7/15-16）	
8月			TICAD 8（チュニス、8/27-28）
9月	財相・中銀総裁会議（9/2）		ADB年次総会（マニラ、9/26-30）
10月		財相・中銀総裁会議（DC、10/12-13）	IMF・世銀年次総会（DC、10/10-16）
11月		財相・保健相会合（バリ、11/12）	APEC財相会議（バンコク、10/19-20）
12月		〔 首脳会議（バリ、11/15-16） 〕	〔 COP27（エジプト、11/6-18） APEC首脳会議（11/14-20） 〕
2023年 前半	〔 首脳会議（広島、5/19-21） 〕		IDB年次総会（パナマシティ、3/16-19）
	〔 首脳会議（広島、5/19-21） 〕		世銀・IMF合同開発委（DC、4月）
	〔 首脳会議（広島、5/19-21） 〕		ADB年次総会（仁川、5/2-5）
	〔 首脳会議（広島、5/19-21） 〕		EBRD年次総会（サマルカンド、5/16-18）
	〔 首脳会議（広島、5/19-21） 〕		AfDB年次総会（シャルムエルシェイク、5/22-26）

（注）地名の記載がないものはバーチャル形式。

背景

- 昨年のG20財務・保健大臣合同会議（10/29 於：ローマ）において、将来のパンデミックへの予防、備え、対応（PPR）強化に向け、**財務・保健当局の連携強化や新たな金融ファシリティ設立**の検討等を目的とした「G20財務・保健合同タスクフォース」を設立。

本年のG20における議論

- 本年4月20日のG20財務大臣・中銀総裁会議では、上記タスクフォースでの議論を踏まえ、既存の国際保健システムにおける資金ギャップに対処する新しい資金メカニズムとして、**世界銀行にパンデミックPPR向け基金（Financial Intermediary Fund for Pandemic Prevention, Preparedness & Response）**を設立することに合意。
- 本年9月8、9日にFIF初回理事会を開催。拠出を表明したドナーや受益国の代表がガバナンスや運営体制に合意し、**FIFを正式にローンチ**。

（注）日本は、FIFへ1000万ドルの初期貢献を表明。適切なガバナンスが確保されれば更に貢献予定。

理事会開催（9月8日）時点で19カ国及び3つの慈善団体が計1千億ドル以上の資金貢献を表明。

- 秋のG20財務・保健大臣合同会議に向け、**財務・保健当局の連携強化策等**を継続議論。

背景

- 2020年11月、**中国を含むG20**は低所得国向けに**債務救済を行う際の「共通枠組」**を承認。
- チャド、エチオピア、ザンビアの3カ国が「共通枠組」の下での債務救済を要請したが、債務救済は未執行。
- 本年4月以降、経済状況が悪化した**スリランカは対外債務の支払いを一時的に停止**。中所得国のスリランカは、「共通枠組」の適用対象外。

足元の動き

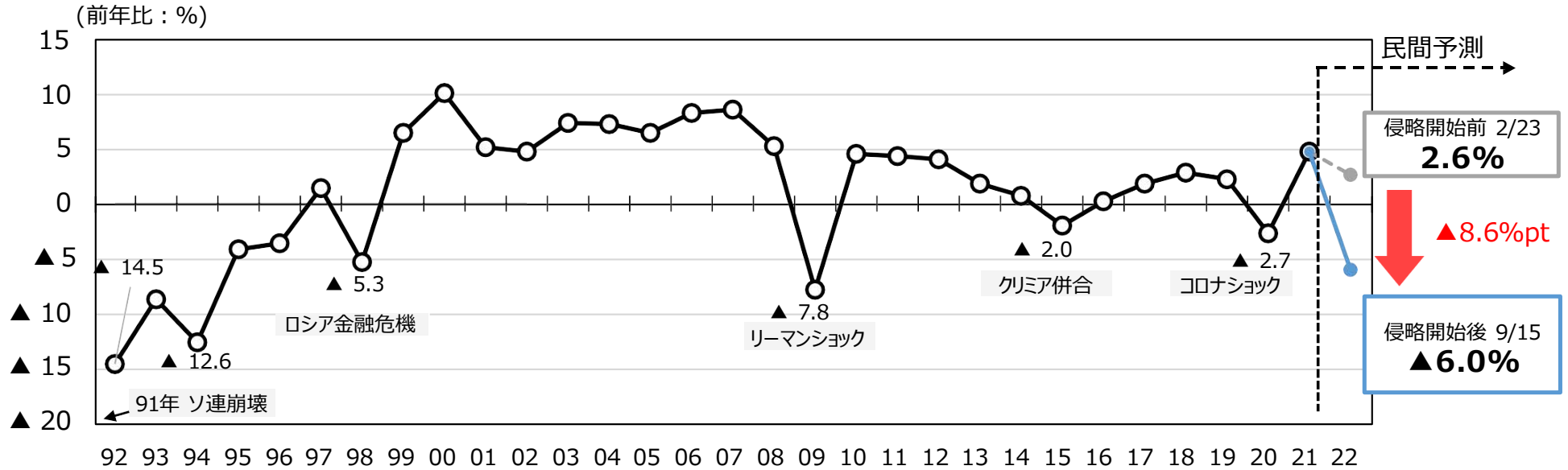
- 本年6月16日、**ザンビアの第1回債権者委員会**を開催。
(※) 二国間債権者のうち最大の貸し手である中国と、パリクラブ議長であるフランスが共同議長
- 本年7月15-16日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議の議長サマリーでは、「**共通枠組**」の下での**ザンビアへの資金保証の提供への期待、中所得国の債務措置に迅速に対応するための多国間協調の歓迎、債務透明性のための全ての関係者の協働等**が明記。
- 本年7月30日、G20及びパリクラブは、第2回債権者委員会において、**ザンビアへ資金保証を提供する旨公表**。8月31日、**IMF理事会において、IMF支援プログラムを承認**。
- 本年9月1日、**スリランカとIMFは、IMF支援プログラム導入について、スタッフレベルで合意**。今後、理事会でプログラムの正式承認が必要。それには、**債権国による債務再編の方向性及び民間債権の取扱いに関し、関係者による大枠での合意が前提条件**。

1. 総論

2. ロシア・ウクライナ情勢

ロシアの実質GDP成長率

○ 2022年の実質GDP成長率（前年比）の民間予測は、侵略開始前2.6%から足元▲6.0%と、マイナス8.6%ポイント下方修正。



公表機関		2022	2023
IMF	侵略開始前 (1/25公表)	2.8%	2.1%
	侵略開始後 (7/26公表)	▲6.0%	▲3.5%
世界銀行	侵略開始前 (1/11公表)	2.4%	1.8%
	侵略開始後 (10/4公表)	▲4.5%	▲3.6%
OECD	侵略開始前 (12/1公表)	2.7%	1.3%
	侵略開始後 (9/26公表)	▲5.5%	▲4.5%
ロシア経済省	8/16公表	▲4.2%	▲2.7%
ロシア中央銀行	8/12公表	▲4.0%~▲6.0%	▲1.0%~▲4.0%

(注) 折れ線グラフ実績値のうち、1992~1995は世銀、それ以外はロシア連邦統計局による。民間予測はBloombergの調査中央値。

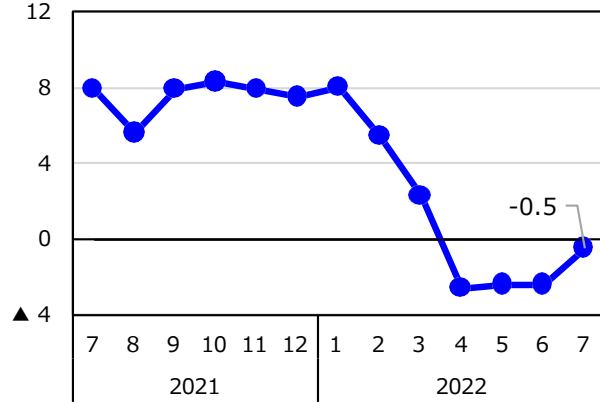
(出所) ロシア連邦統計局、ロシア中銀、IMF、世界銀行、OECD、Bloomberg、ロイター

ロシアの経済指標

○ 対ロシア制裁により、生産、小売、自動車販売などは落ち込み、主要国からの輸入も激減している。

＜鉱工業生産＞

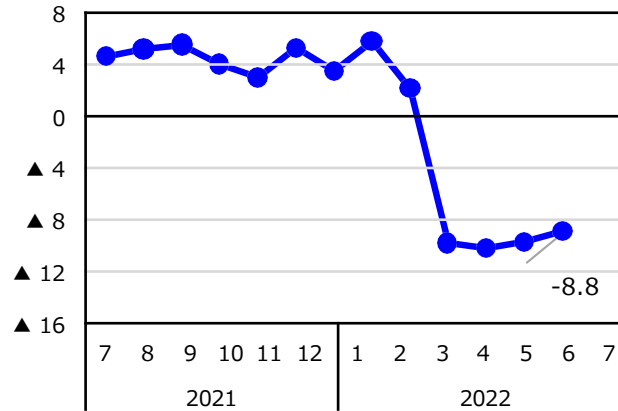
(前年同月比：%)



(出所)ロシア連邦統計局

＜小売売上高＞

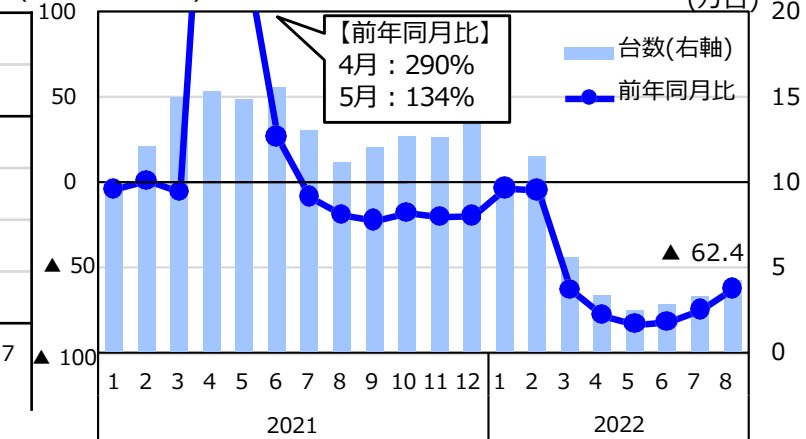
(前年同月比：%)



(出所)ロシア連邦統計局

＜新車販売台数＞

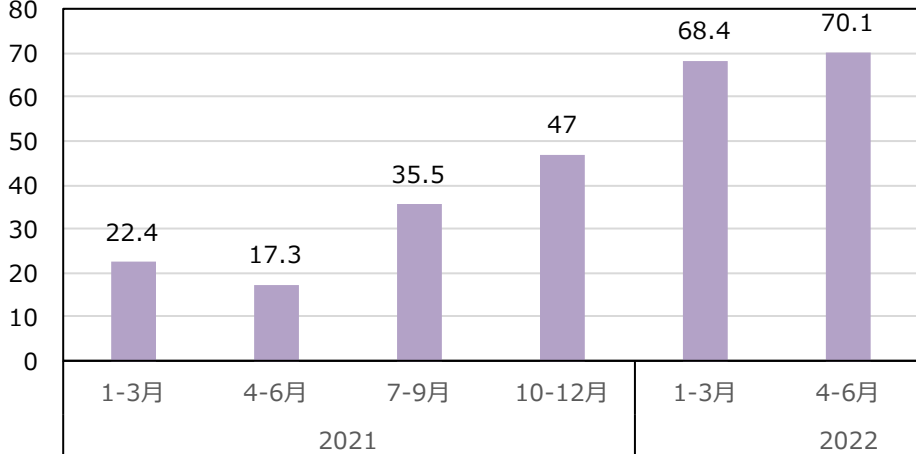
(前年同月比：%)



(出所)欧州ビジネス協会 (AEB)

＜経常収支＞

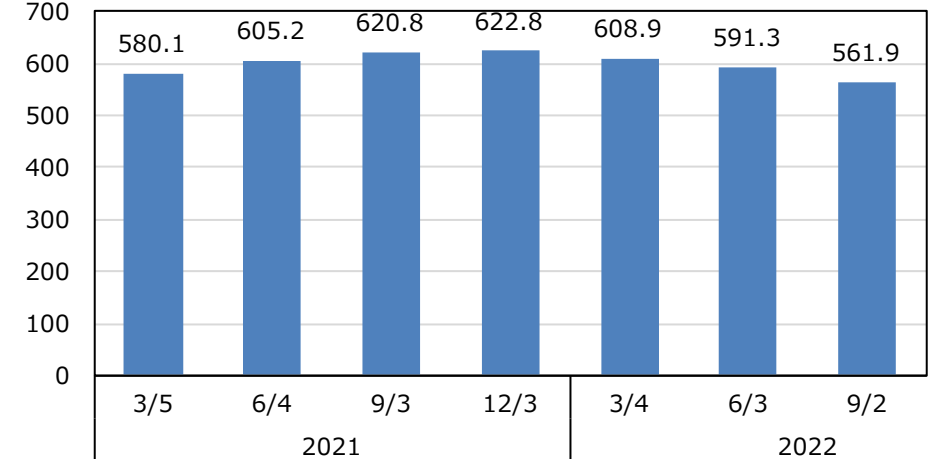
(10億ドル)



(出所)ロシア中央銀行

＜外貨準備高＞

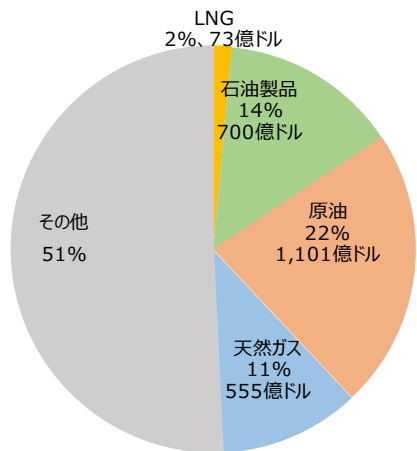
(10億ドル)



(出所)ロシア中央銀行

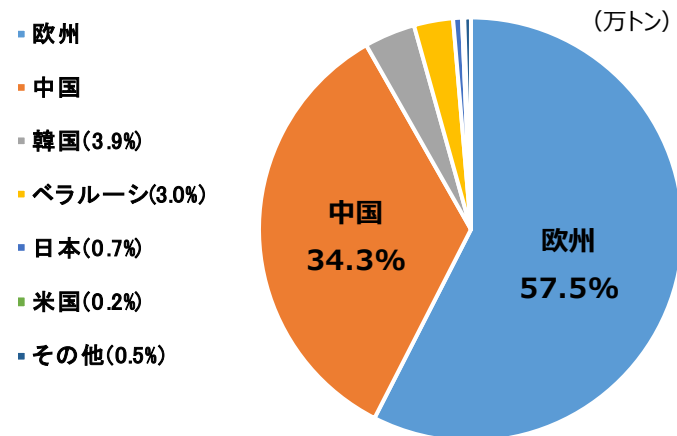
ロシアのエネルギー輸出

【輸出額4,933億ドル内訳（2021年）】



(出所) ロシア税関

【ロシア産原油の輸出先比率（2022年1月）】



(出所) ロシア税関

【連邦予算の推移】

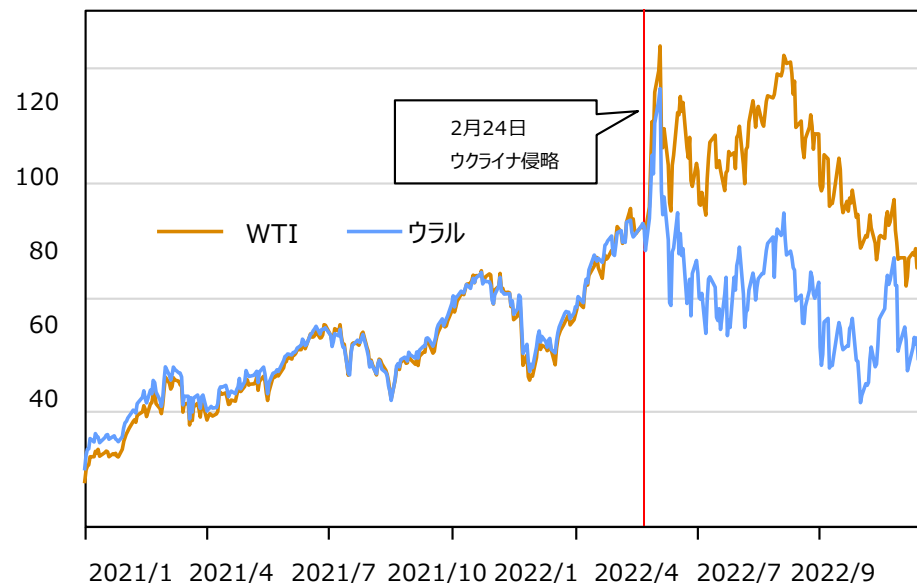
(10億ルーブル)

項目	2019	2020	2021	2022
	実績		速報	予測
歳入	20,189	18,719	25,287	25,022
石油天然ガス収入	7,924 (39%)	5,235 (28%)	9,057 (36%)	9,543 (38%)
非石油天然ガス収入	12,265 (61%)	13,484 (72%)	16,230 (64%)	15,479 (62%)
歳出	18,215	22,822	24,772	23,694
財政収支	1,974	▲ 4,102	515	1,328
財政収支の対GDP比	1.8%	▲3.8%	0.4%	1.0%

(注) 2022年予測は2021年12月時点
(出所) ロシア財務省、JETRO資料（2021年12月3日付）

【ロシア産原油ウラルとWTI価格の乖離】

(ドル/バレル)



(出所) Bloomberg

ウクライナ情勢をめぐる我が国の制裁措置

➤ G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア及びベラルーシに対して下記の措置を実施（9月30日時点）。

金融分野における措置

- | | |
|---|---|
| 1. ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等の禁止 | (2月23日公表、2月26日閣議了解) |
| 2. 我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券（30日超）を、禁止対象に追加（注）従前の禁止対象は償還期間が90日超の証券 | (2月23日公表、2月26日閣議了解) |
| 3. ロシアの3金融機関を対象とした資産凍結
Bank Rossiya
開発対外経済銀行（VEB）、Promsvyazbank | (2月25日公表、2月26日閣議了解)
(2月25日公表、3月1日閣議了解) |
| 4. ロシア中央銀行を対象とする制裁措置 | (2月28日公表、3月1日閣議了解) |
| 5. ロシアの4金融機関を対象とした資産凍結
VTB、Bank Otkritie、Sovcombank、Novicombank | (3月3日公表、3月3日閣議了解) |
| 6. ベラルーシの3金融機関を対象とした資産凍結
Belagroprombank、Bank Dabrabyt、Development Bank of the Republic of Belarus | (3月11日公表、3月11日閣議了解) |
| 7. 暗号資産交換業者に対し制裁対象取引への注意、モニタリング強化等を要請 | (3月14日要請文発出) |
| 8. ロシアの2金融機関を対象とした資産凍結
Sberbank、Alfa-bank | (4月8日公表、4月12日閣議了解) |
| 9. ロシア向けの新規の対外直接投資の禁止 | (4月8日公表、4月12日閣議了解) |
| 10. 外国為替及び外国貿易法の一部改正（暗号資産に係る制裁の実効性強化） | (4月20日公布、5月10日施行) |
| 11. ロシアの2金融機関及びベラルーシの1金融機関を対象とした資産凍結措置
Credit Bank of Moscow、Russian Agricultural Bank、Belinvestbank | (6月7日公表、6月7日閣議了解) |
| 12. ロシア向けの信託・会計等のサービスの提供禁止 | (6月26日公表、7月5日閣議了解) |
| 13. ロシアを原産地とする金の輸入禁止 | (6月26日公表、7月5日閣議了解) |

個人・団体に対する資産凍結措置

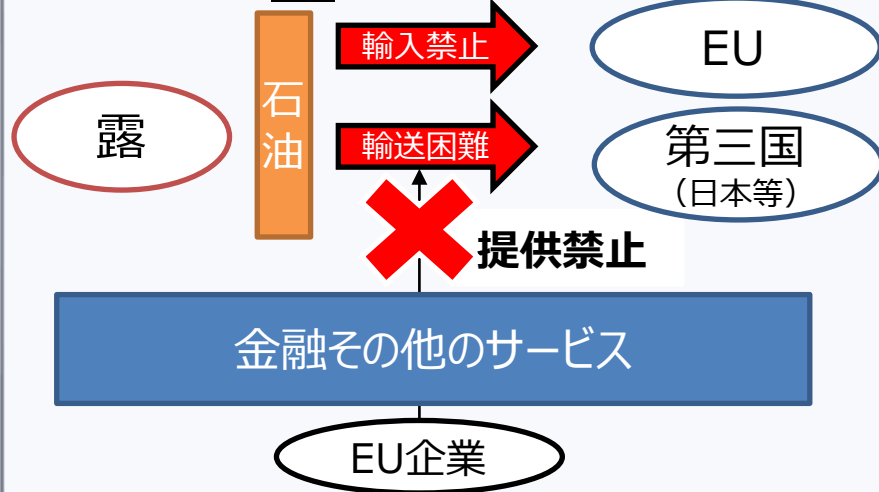
1. ロシア関係者：計756名の個人及び43の団体 ※オリガルヒ関係者、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」関係者等を含む
2. ベラルーシ関係者：計19名の個人及び12の団体

ロシア産石油の輸入に関する上限価格（プライス・キャップ）の概要

- ◆ EUは、第6次制裁パッケージで、ロシア産石油の輸入禁止とともに、第三国へのロシア産石油の海上輸送に対して、EU企業による保険付与等の禁止を決定。
- ◆ 米国は、EUの制裁によるロシア産石油の供給懸念から、**世界の石油価格高騰・インフレ圧力増**が生じ、ひいては**ロシアのエネルギー収入増**につながることを防ぐため、**一定の価格以下のロシア産石油の輸入を保険付与等の禁止の対象外とする措置**（以下、「プライス・キャップ」）を提案。
- ◆ G7エルマウ・サミット首脳声明で、プライス・キャップについて「関係大臣間で検討する」とされたことを受け、関係省庁と連携して具体的な仕組みをG7間で検討。**9月2日（金）、制度設計の大枠について財務大臣間で合意し、同日共同声明を公表。**
- ◆ 今後、各国がそれぞれの国内法制に沿って今般の合意を具体化していく必要（なお、EUは加盟27カ国の合意が必要。実施時期は、EU第6次制裁パッケージに合わせ、石油は本年12月5日、石油製品は2023年2月5日発効）。

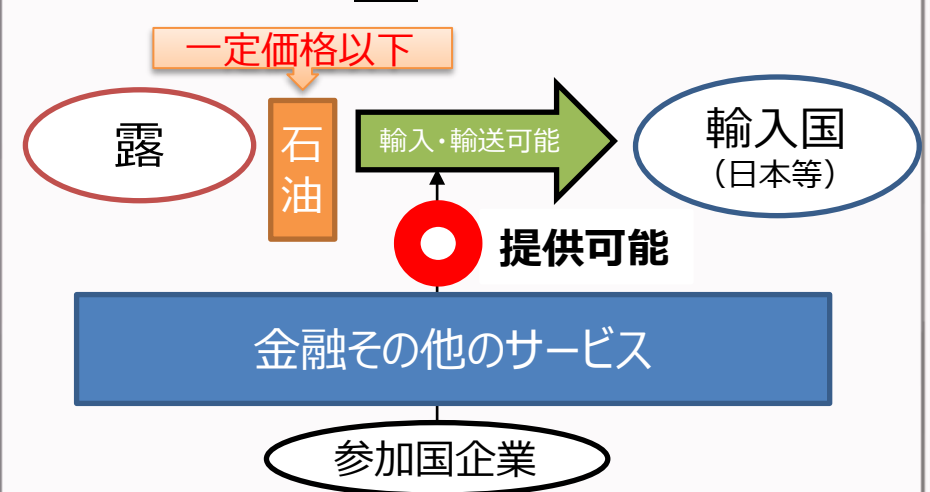
EU第6次制裁パッケージ概要

- ・EU域内への露産石油の**輸入禁止**
- ・EU企業による、**全ての価格の**露産石油の第三国への海上輸送に関連するサービス提供の**禁止**



プライス・キャップ概要（案）

- ・参加国への**一定価格を超える**露産石油の**輸入禁止**
- ・参加国企業による、**一定価格以下**で購入された露産石油の海上輸送に関連したサービス提供を**許容**



9月2日G7財務大臣声明の抜粋

- エルマウ・サミットにおいて、G7首脳はロシアが侵略戦争から利益を得ることを阻止し、世界的なエネルギー市場の安定を支援し、負の経済的波及効果、特に低・中所得国へのものを最小化するという共通のコミットメントを再確認した。この合意を実行するため、本日、我々は、ロシア産の原油及び石油製品の世界的な海上輸送を可能にするサービスの包括的禁止を最終化し実施するとの共通の政治的な意図を確認する。そうしたサービスの提供は、当該石油及び石油製品が、この上限価格を遵守しかつ実施する国々から成る幅広い連合により決定される価格（「上限価格」）以下で購入される場合のみ許容されることとなる。
- 上限価格は、（中略）ロシアの戦争が世界のエネルギー価格に及ぼす影響、特に低・中所得国に及ぼすものを抑制しつつ、ロシアの収入とロシアの侵略戦争の財源確保能力を減少させることに特化して設計されている。
- 我々の、多様な国々及び主要な利害関係者との広範かつ継続的な関与に沿い、我々は、全ての国が上限価格の設計についてインプットを提供し、この重要な措置を実施するよう求める。
- 我々は、ロシアの石油及び製品を自国の国内市場からフェーズアウトするという我々自身の措置を再確認し、上限価格措置が、世界的な石油価格の圧力を緩和し、そのような輸入を継続する国による上限価格以下でのロシア産石油への継続的アクセスを可能にすることにより、石油輸入国を世界的に支援することを目的としていることを強調する。
- 我々の制限措置と並行して、我々はまた、最も脆弱な国々及び影響を受ける国々が、ロシアからのものを含むエネルギー市場へのアクセスを維持することを確保するためのターゲットを絞った緩和メカニズムも開発する。
- 我々は、我々のパートナーとともに、それぞれの国内的及び法的手続を通じて、我々の法域内における本措置の最終化及び実施に早急に取り組むことにコミットする。我々は、EUの第6次制裁パッケージに含まれる関連措置のタイムラインと実施を一致させることを目指す。

日本のウクライナ支援

日本はこれまで、合計約11億ドルの支援を表明。このうち、円借款により約6億ドルをウクライナ政府に融資。

- **円借款支援：約6億ドル【JICAを通じて実施】**

必要不可欠な公共サービスを維持・継続し、経済改革および政府関係者の能力構築も推進することを目的に、世界銀行との協調融資により、約6億ドルの財政支援円借款を提供。

〈経緯〉

- 2022年2月、岸田総理が、少なくとも1億ドル規模の借款供与を表明。
- 4月、円借款を2億ドル増額し3億ドルとすることを表明（岸田総理がウクライナ情勢に関する首脳テレビ会議で、鈴木大臣がIMF・世銀春会合で表明）。
- 5月、円借款を更に3億ドル増額し、6億ドルとすることを表明（岸田総理が記者会見で、鈴木大臣がG7財相・中銀総裁会議で表明）。
- 5月に1億ドル、6月に5億ドルの融資を実行。

[参考] 無償資金協力：約5億ドル

- ウクライナ及び周辺国向け緊急人道支援：3億ドル
- グローバルな食料安全保障への対応：約2億ドル

対ウクライナ債務支払猶予の概要

- ウクライナ政府は、2022年7月20日、同国の国債を保有する民間債権者に対し、支払猶予を要請。
- こうした中、日、米、英、独、仏、加（ウクライナの公的債権者グループ）は、同国への連帯を示し、共同で追加支援しつつ、民間債権者にも貢献を促すために、同国の公的債務の支払猶予に合意。
同グループは、同年7月20日、支払猶予を行う旨、各国財務省ホームページで公表。
- こうした動きに呼応し、同年8月10日、民間債権者は、同国政府の要請に応じ、当面の支払猶予に応諾。報道によると、2年間で約60億ドルが猶予される見込み。

(ウクライナの公的債権者グループによるステートメントのポイント)

- 我々、ウクライナの公的債権者グループは、ロシアの不当な侵略戦争から自国を防衛するウクライナへの連帯を表明。
- 我々は、ウクライナが国債保有者に債務支払猶予を要請することを支持。国債保有者によるアクションは、ウクライナ政府及び国民の大きなサポートとなる。
- この観点から公的債権者グループは、本年8月1日から2023年末までの間、債務支払猶予を実施。

(対ウクライナ債務支払猶予のポイント)

支払猶予期間：2022年8月1日～2023年12月末まで

猶予対象債務：上記期間中に支払期限が到来する元本及び利子。※債務削減を伴わない支払の繰延

猶予見込み額：日本 約0.6億ドル